

購入仕様書

1. 件 名 大容量データ転送システム購入
2. 数 量 1 式
3. 納入場所 茨城県つくば市南原 1－6
国立研究開発法人土木研究所
4. 納入期限 契約の翌日より令和 4 年 3 月 2 5 日まで
5. 概 要 本件は、政府の統一基準群で求めているセキュリティ強化策に基づき、大容量データ転送システムの更新を実施するものである。
6. 仕 様
- 1) 一般共通事項
国立研究開発法人土木研究所の契約に関する法令並びに規定によるものとする。
- 2) 特記事項
別紙特記仕様書によるものとする。
7. 検 査
納入完了後は、当所検査職員による本仕様書に基づく検査に合格しなければならない。

以 上

令和 3 年 1 2 月 1 5 日

国立研究開発法人土木研究所
企画部業務課
主査 齊藤 万左巳

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用

本仕様書は、国立研究開発法人土木研究所（以下「当所」という）が発注する「大容量データ転送システム購入」（以下「本調達」という）に適用する。
本調達の履行にあたっては、本仕様書によるほか「契約書」によるものとする。

第2条 調達の目的

政府の統一基準群で求めているセキュリティ強化策に基づき、大容量データ転送システムの構築を実施するものである。

第3条 調達の概要

- | | |
|------------------|-----|
| (1) 大容量データ転送システム | 1 式 |
| (2) ハードウェア保守 | 1 式 |
| (3) 設計・構築 | 1 式 |

第4条 納入場所

履行場所は次のとおりとする。
茨城県つくば市南原 1－6
国立研究開発法人土木研究所

第5条 納入期限

契約の翌日から令和4年3月25日まで

第6条 機器の諸元及び設定・調整の内容

受注者は納入機器等の機種及び諸元について、担当職員の承認を得るものとする。また、当該機器等のハードウェア及びソフトウェアに関する設定・調整の内容に関し、本仕様書に示す事項に係るドキュメント（設定シート等）を作成した上で、担当職員と協議するものとする。

上記機器等の設定情報のうち、当所から提供する必要のあるものについては、契約締結後、文書にて通知する。また、受注者はこれ以外に必要な情報がある場合は、文書により担当職員に請求すること。

第7条 権利義務

本件によって得られる成果は、国立研究開発法人土木研究所に帰属するものであり、私権を設定してはならない。

第8条 権利義務の譲渡等

1. 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
2. 受注者は、成果物(未完成の成果物及び作業を行う上で得られた記録等を含む。) を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

第9条 守秘義務

1. 受注者は、第8条権利義務の譲渡等により、作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該作業の結果（作業処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本作業に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を計画書の作業組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該作業の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該作業に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該作業の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該作業のみに使用し、他の目的には使用しないこと。
また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該作業完了時に、作業の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該作業の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第10条 ウイルス対策

受注者は、担当職員と本作業に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 履行内容

第11条 調達の条件

本件調達の対象となる機器（電源ケーブルを含む。）及びソフトウェア等（以下、「納入機器等」という。）については、原則として、以下に示す各項を調達の条件とする。また、本契約を受注した者は、納入機器等の製造者（作成者）の如何に関わらず、納入機器等の円滑な導入及び安定稼働に努めること。

- （1）移行作業を円滑に行うため、据付調整及び動作試験に携わる技術責任者は担当職員の要請に応じて随時打合せを行うこと。また必要な関連知識、十分なシステム構築能力及び工程管理能力を有する者とする。
- （2）納入機器等は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年5月31日法律第100号）に適応した物品であること。
- （3）納入機器等は、可能な限り省スペース、省電力設定であること。
- （4）納入機器等は、機械的及び電氣的に人体に危険のない構造であること。
- （5）納入機器等は、通常の使用環境で帯電物の接触による放電等によって、装置が容易に誤作動しないこと。
- （6）納入機器等は、日本語処理が可能であること。
- （7）納入機器等は、グラフィック・ユーザ・インターフェース（GUI）を採用すること。

- (8) 納入機器等は、ラックマウントキット等を用いて19インチラックにラックマウントすること。
- (9) 別紙1「大容量データ転送システム構築機器の要件」に定める新品の機器を調達すること。
- (10) 1階電子計算機室に(9)で調達した機器を設置し、配線等を行うこと。なお電子計算機室の位置は、担当職員に確認すること。詳細は別紙2「設置場所及び設置作業の要件」のとおりとする。
- (11) システムの設定調整
- (10)で設置した装置が正常に稼働するように環境構築すること。導入から5年間利用のため、システム運用の拡張性を考え、発注者が指定するネットワークに接続すること。コンフィグ等は既設情報を流用すること。
- (12) 基本要件
- 1) ハードウェア
- 別紙1「大容量ファイル転送システム構築機器の要件」のとおり
- 2) システム管理機能
- ・機器前面に液晶表示器を有し、ホスト名、IPアドレス、システムの稼働状況及びハードディスクドライブの状態を確認できること
 - ・機器のセットアップ、各設定は日本語のWEBインターフェイス(GUI)で行えること。
 - ・機器の設定情報を1つのファイルにバックアップ出力でき、またリストアする機能を有すること。設定情報のバックアップは、任意のタイミングでシステム管理者が行えるほか、指定したFTPサーバに定期的に自動アップロードする機能を有すること。
 - ・システム管理者の初期アカウントの無効化、および初期化ができること。
 - ・機器の更新版ソフトウェアを簡易な操作で適用できること。
 - ・既存のクライアント証明書によるログオン設定ができること
- (13) 機能詳細要件
- 1) ユーザー管理機能
- ・ユーザー管理画面を有し、GUIによりユーザーを登録・変更・削除ができること。
 - ・複数のユーザー登録情報をCSVファイルにエクスポートできること。
 - ・CSVファイルによるユーザー登録情報の(一括登録・変更・削除)ができること。
 - ・ユーザー1人あたりのストレージの大きさ、アップロード可能なファイルサイズの上限、パスワードの強度を双方協議のうえ設定できること。
 - ・外部認証システムとの連携が可能であること。このとき、以下の認証システムを全てサポートすること
 - LDAPサーバ(Active Directoryを含む)に登録されたユーザー情報
 - メールサーバ(POP または IMAP)に登録されたユーザー情報
 - RADIUSサーバに登録されたユーザー情報これらの外部認証システムの接続先情報を複数登録でき、相互運用が可能であること
- 2) ファイル転送(ファイル送受信)システムにおける各機能(送信機能について)
- ・4GByte以上のファイルを送信する際、専用のクライアントソフトウェア及びWebブラウザ用プラグインを必要としないこと。
 - ・アップロードするファイルは、ドラッグ&ドロップ操作で指定できること。
 - ・システムにアップロードされたファイルは複数選択または全選択して削除操作が行えること。
 - ・ファイル送信時に、システムに登録されている全ユーザーから宛先を選択できること。
 - ・送信先メールアドレスのアドレス帳機能を有し、システムに登録されているユーザーは各自アドレス帳を編集、保存できること。またアドレス帳内のアドレスは、各自が任意のグループに分けて管理できること。

- ・アドレス帳に登録されていない宛先に送信した場合、一連の送信操作の中でアドレス帳に追加が可能であること。

(受信機能について)

- ・システムにアカウント登録されていないユーザーに対しては、メールによりダウンロード URL を通知し、URL を介してシステムへアクセスすることによりファイルがダウンロードできるようにすること。
- ・ファイルダウンロード時に複数ファイルを一括でダウンロードできること。
- ・PDF 形式のファイルを送信する際に、以下の制御が行えること
 - － 透かしとして、ダウンロード日時とダウンロードした人のメールアドレスを最前面に追加できること
 - － 印刷を禁止できること
 - － テキストのコピーを禁止できること
- ・Microsoft 社 Windows Server OS 上でバックグラウンド動作し、ファイル転送システムと Windows サーバ内ファイルを自動同期する機能を有すること。
- ・利用端末内の任意のフォルダに格納したファイルを、ファイル転送システム内の任意の場所に自動的にアップロードする機能を有すること。また、ファイル転送システム内の任意の場所にアップロードされたファイルを、利用端末内の任意のフォルダに自動的にダウンロード可能なこと
- ・任意のメールアドレスへの利用端末内ファイルの送信を目的とし、ファイル転送システムに対しファイルをアップロード、そのファイルのダウンロード用 URL を送信先メールアドレスへ、ファイル転送システムから通知することを実行させるコマンド発行ができる機能を有すること。
- ・Microsoft 社 Word/Excel/PowerPoint 形式のファイルを画像 PDF 形式に変換し、ソリトンシステムズ社製「FileZen」へアップロードする機能を有すること。
- ・iOS、Android OS に対する専用のクライアントアプリケーションを提供していること
- ・Windows OS 上で動作する専用のクライアントアプリケーションを提供していること

3) ファイル転送システムにおける管理機能

- ・組織改編などがあった場合に、フォルダ構造情報やユーザーの設定情報は CSV ファイルを用いて設定情報をエクスポート・インポート可能であることとし、一括で設定変更作業が行えること。
- ・システムにアップロードされたファイルは、任意の保存期間を設定できること。保存期間を超過したファイルは自動的に削除されること。また、システム管理者はこの期間を超える例外フォルダを作成できること。
- ・ファイル転送で行われる操作はすべて履歴を残すこと。履歴とは「操作日時」「ファイル名」「フォルダ名」「操作内容」「操作者」「操作者のアクセス元 IP アドレス」を指し、これを操作画面上で表示できること。またこれを CSV に出力できること。
- ・利用者がパスワードを紛失した場合には、システムに登録されている自身のメールアドレス宛に対して再発行したパスワードを通知する機能を有すること。

4) セキュリティ対策

- ・システムに保管されたファイルをダウンロードするためには少なくとも一回以上のパスワード認証を必須とできること。
- ・パスワード設定時にランダムな推奨パスワードを自動生成できること。
- ・登録されたアカウントの有効期限、パスワードの有効期限および指定回数以上パスワードを間違えた場合にアカウントをロックアウトする機能を有すること。
- ・通信の暗号化機能を備えること。なお、暗号化に必要なサーバ証明書は発注者が提供する。

第 12 条 納入する資料

本調達により納入する納品物及び資料は次のとおりとする。資料の記述は日本語を用い

ること。

- (1) 調達機器 一式
- (2) 製品取扱説明書 (紙媒体)
 - 納入数 2部
 - サイズ A4 判
 - 表紙 ファイル (A4S 判フラットファイル)
- (3) 設定シート
- (4) 試験成績書

第13条 その他

本調達を実施するにあたり、以下の点に注意すること。

- (1) 作業において必要な資材の調達については、本業務に含まれる。
- (2) 塵芥等が出る作業については、養生清掃等に万全を期すること。
- (3) 本作業において生じた機器類の故障 (周辺で稼動している機器類も含む) は受注者の責任において修理すること。

第14条 調達に伴うシステム停止

本調達においてシステム停止が必要な場合は、事前に担当職員と十分な打ち合わせを行うものとする。

第3章 その他

第15条 関係者との調整

システム管理者及びベンダにヒアリング等が必要な場合は、基本的な調整は発注者が行うものとする。実作業における詳細な調整は、受注者にて行うものとする。

第16条 個人情報の取扱い

① 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第57号)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年5月30日法律第59号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律 (平成25年5月31日法律第27号) 等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

③ 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

④ 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するた

めの利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

⑤ 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

⑥ 再委託の禁止及び再委託時の措置

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。

⑦ 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。

また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

⑧ 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。

ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

⑨ 管理の確認等

(A) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。

なお、個人情報の取扱いに係る作業が再委託される場合は、再委託される作業に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。

(B) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。

また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

⑩ 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、担当職員に報告するものとする。

⑪ 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第17条 行政情報流出防止対策の強化

① 受注者は、本作業の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとり、担当職員に報告するものとする。

② 受注者は、以下の作業における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守し

なければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本作業の履行に関して取り扱う行政情報を本作業の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

(A) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

(B) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

(C) 受注者は、発注者が再委託を認めた作業について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本作業の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本作業の実施完了後又は本作業の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。

本作業の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

(A) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、担当職員に報告するものとする。

(B) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

(イ) 本作業で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

(ロ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

(ハ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本作業の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

(イ) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

(ロ) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

(ハ) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

(ニ) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

(ホ) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

(A) 受注者は、本作業の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

(B) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

- ③ 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。

第18条 情報管理体制

- ① 受注者は、本作業で知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の情報をいう。以下同様。）を適切に管理するため、次の履行体制を確保するとともに、発注者に対し「情報管理体制図」及び「情報取扱者名簿」（別紙様式）を提出し、発注者の同意を得ること。

また、これらに記載した情報に変更がある場合は、予め発注者の同意を得ること。

（確保すべき履行体制）

- ・本作業で知り得た保護すべき情報の取扱者は、当該作業の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。
- ・本作業で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。
- ・発注者が同意した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンス、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有していること。

- ② 本作業で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏洩してはならない。

ただし、発注者が同意した場合はこの限りではない。

- ③ 本作業で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する作業履行完了後における取扱い（返却・削除等）については、発注者の指示に従うこと。

- ④ 本作業で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、作業の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。

なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

以上

別紙 1

大容量データ転送システム構築機器の要件

1) ハードウェア

調達する機器について、令和4年4月1日から5年間の保証と故障等の不具合が発生した場合、翌営業日内にオンサイトにて無償の交換・修理等の対応を実施するサポートを付与すること。

表：サーバ機器が満たすべき要件

項目	要件
筐体	1Uラックに搭載可能なこと。
CPU	Intel Core i7 4.0GHz (6700) ×1 メモリ 32GB (DDR4-2133)
メモリ	32GB (DDR4-2133)
HDD	1TB HDD ×2 (HGST : HTE541010A9E680)
LAN	10/100/1000BASE-T(X) 自動認識&AutoMDI/MDI-X 4ポート (前面配置)

2) ソフトウェア

大容量データ転送システムサーバの維持管理に用いるため、以下のソフトウェアをシステムサーバに導入・設定・調整すること。

表：ソフトウェアの要件

項目	要件
ウイルスソフト	導入製品：FileZen BitDefender 導入後5年間のライセンスを調達すること。

設置作業の要件

「大容量データ転送システム」の設置場所及び設置作業の要件は以下の通りとする。

1. 設置作業

既存の電源を利用して設置することとし、受注者の責任において適法かつ適切に実施すること。
ネットワーク、電源等の配置する配線には、接続元及び接続先が分かるようにタグを付けること。

2. 配線等

必要な LAN ケーブル等は、受注者が調達すること。

3. 搬入

- ・搬入等にかかわる輸送費等は、本調達の費用に含めること。
- ・物品の搬入等で発生した廃棄物等は、受注者の責任において適法かつ適切に処理すること。

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

① 情報取扱者名簿

※情報取扱者は、本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とする。

		氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者(※１)	A					
情報管理取扱管理者(※２)	B					
	C					
業務従事者	D					
	E					
	○					
再委託先	F					
	○					
	○					

(※1)本業務における情報取り扱いのすべてに責任を有する者。

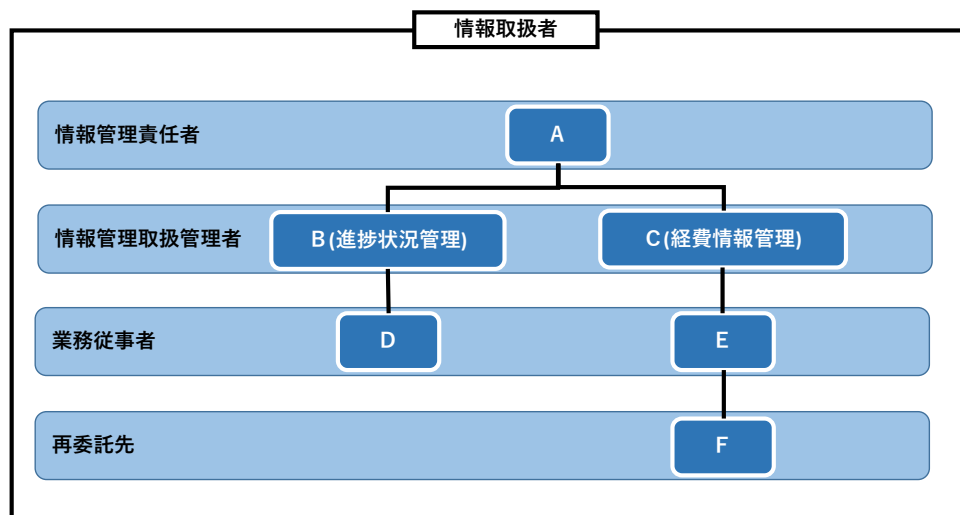
(※2)本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※3)本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること。(再委託先も含む)。

③ その他

- ・別途提出している資料により必要な情報を確認できることを担当部局が認める場合には、当該資料で代用することができる。
- ・情報管理規制等の内規を別途添付すること。
- ・必要に応じ、本情報管理別紙－１記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。